

月報私学

7
2010
VOL.151

日本私立学校振興・共済事業団広報



森を生かしたキャンパスで学生を主役にした教育を紡ぐ
写真提供：学校法人 津曲学園 鹿児島国際大学（鹿児島県鹿児島市）

CONTENTS

- 平成22年度 私立大学等経常費補助金の配分方法の主な変更点…………… 2
- 調査票発送予定のお知らせ…………… 3
- 受配者指定寄付金の利用のご案内…………… 4
- 自己診断チェックリストをご活用ください…………… 6
- 標準給与基礎届書／国民健康保険料の軽減措置の創設…………… 9
- 私学共済制度の掛金納付／海外診療…………… 10
- 人間ドックの利用費用補助…………… 11
- 夏休みにご利用くださいー契約施設・バカンスクーポンと長距離フェリーの割引利用ー…………… 12
- 私学事業団の直営宿泊施設…………… 13
- INFORMATION…………… 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内…………… 16

平成二十二年度 私立大学等経常費補助金の 配分方法の主な変更点

平成二十二年度私立大学等経常費補助金の算定にあたり、配分方法等の一部を見直すこととしています。

主な変更点は次のとおりです。

I 一般補助

一般補助の見直しのうち、定員管理に関する次の1、2、3については、規模の設定も含め、別途通知いたします。

1. 不交付となる定員超過率の取り扱い

入学定員超過率が一・三〇倍以上の学校及び学部等については、補助金不交付が原則ですが、取扱要領別記2-1に掲げる一定の要件を満たす場合に限り、補助金を交付することができます。

これを今回の見直しで、次のように変更します。

①別記2-1の要件のうち、「A」については取扱要領本則に規定し、「B」については要件から除外する。

②一つの学部等のみで構成されている大学等で、当該学部等が「A」の要件を満たす場合は、交付の対象とする。

③一定規模以上の学校は、一・三〇倍以上を一・二〇倍とする。ただし、経過措置を設ける。

【参考】

③にかかる経過措置

二十三年度	一・三〇倍以上
二十四年度	一・二五倍以上
二十五年年度	一・二〇倍以上

なお、①②は二十二年度、③は二十三年度より実施します。

また、これまで学校・学部等ともに、補助金が不交付となる収容定員超過率は一・五〇倍以上でしたが、二十四年度より一定規模以上の学校については、収容定員超過率を一・四〇倍以上に変更します。

2. 不交付となる収容定員充足率の取り扱い

収容定員充足率が、五〇%以下の学部等については、補助金不交付が原則ですが、取扱要領別記2-2に掲げる一定の要件を満たす場合に限り、補助金を交付することができます。

これを今回の見直しで、次のように変更します。

①別記2-2の要件のうち、I、II及びIIIの「A」については、取扱要領本則に規定する。

②IIIの「B」については、要件を変更して、「当該学部等が一定規模以下の学校に設置されている場合で、当該学部等の翌年度の入学定員減を含む、経営改善計画を学校法人として意思決定していること。」とする。

3. 定員超過による傾斜配分の強化

適正な定員管理を促す観点から、収容定員に対する在籍学生数の割合による増減率表のうち、定員超過学部等にかかる減額措置を二十三年度から二十五年度にかけて、漸次強化します。

なお、一定規模以上の学校に設置されている学部等については、より減額を強化する措置を講じます。

4. 教育情報の公表による傾斜配分の強化

これまで、在籍学生数にかかる情報を公表している場合は、増減率をプラス一%としていましたが、教育情報の公表をさらに促進するため、公表内容を三分に分類し、公表の状況に応じて傾斜配分を行うこととします。

なお、財務情報にかかる傾斜配分の強化については、中央教育審議会などの審議経過も踏まえたうえで実施します。

5. 地方中小規模校への新たな支援

地域の高等教育機関として重要な役割を担っている地方の私立大学、短期大学、高等専門学校に対する教育の質の維持・向上のため、地方の中小規模校（収容定員二、〇〇〇人以下の大学等）に対して、一般補助の学生経費の単価に二五、〇〇〇円を加算します。

6. 財政状況による傾斜配分の強化

多額な翌年度繰越消費収入超過額を計上している学校法人に対して、大学等の教育条件の維持・向上や在学する学生にかかる修学上の経済負担軽減に努めることを促すため、二十二年度から二十三年度にかけて、漸次傾斜配分

を強化します。

7. 高額給与支給者に対する補助基準額の減額強化

近年の厳しい経済情勢や私立学校を取り巻く経営環境を踏まえ、現行の高額な役員・専任教職員給与を支給している学校法人に対する補助金の減額を強化します。

役員にかかる減額対象となる年間給与費を二、〇〇〇万円から一、八〇〇万円に引き下げるとともに、減額方法については増減率を用いる仕組みに変更します。

Ⅱ 特別補助

1. 大学間連携等の推進【新規】

「地域共同研究支援」等の内容を見直し、魅力ある研究・人材養成を実現するため、従来の他大学等との共同研究のみならず、大学間連携による教育・研究や教育内容等の改善のための組織的な研修等の幅広い取り組みに対し支援する仕組みとします。具体的には、これまでの「地域共同研究支援」と「単位互換の推進」を統合し、大学間において、協定等に基づき教育・研

究の連携を実施していることを要件とします。

2. 大学院教育の実質化の推進【内容変更】

「大学院の基盤整備・拠点重点化支援」の内容を見直し、大学院における人材養成目的を明確化し、大学院教育の実質化などに組織的に取り組む大学を支援する仕組みに変更します。

具体的には、専攻における人材養成等の目的・目標を定めていることを補助要件とし、取り組み事例として、①教育の実質化に向けた取り組み、②産業界、地域社会等と連携した人材養成の実施、③若手研究者、外国人研究者、女性研究者の教育研究環境の改善に向けた取り組み等としています。

3. 地域社会のニーズに応える人材養成支援【拡充】

地域医療の人材需要に対応するため、従来の地域社会のニーズに応える人材養成支援の内容を拡充し、二十二年度に医学部の入学定員増を行った大学の教育環境の整備・充実に対する支援を新たに導入します。

具体的な取り組みとして、地域医療のための教員増や、奨学金等制度の導入などを行っていることが挙げられます。

4. 世界を舞台に活躍する人材養成支援【拡充】

留学生の受け入れに対する取り組み支援を強化するため「大学等の国際化推進メニュー」の中に、

①帰国留学生のフォローアップ（帰国留学生の同窓会の組織化支援、活動支援）

②経済的に就学困難な留学生に対する授業料減免等の実施を追加します。

5. 授業料減免事業等支援経費【拡充】

二十二年度予算においては、対前年度二〇億円増の四〇億円とするとともに、補助要件として家計基準を導入します。

各大学等において実施している、授業料減免、給付制奨学金等の中で、本事業団が示した「家計基準」に合致しているものを対象として補助金額を算定します。

6. 未来経営戦略推進経費【拡充】

これまでの定員規模の適正化や、他機関（地方公共団体、他大学等）の人的・物的資源を活用するなどの経営改善に向けた取り組みに対する支援に加

え、新たに二つ以上の学校法人が互いの人的・物的資源を活用するなど共同で実施する経営改善計画への支援や、経営改善計画の策定に向けた取り組みへの支援を実施します。

各補助項目の対象要件等の詳細につきましては、「私立大学等経常費補助金事務担当者研修会資料」及び今後実施される各種調査票等によりご確認ください。

調査票発送予定のお知らせ

私立大学等経常費補助金にかかる主な各種調査票の今後のスケジュールは次のとおりです。

☆一般補助

七月提出

収入支出調査票、役員報酬等調査票、非常勤教員調査票、留学者調査票、高額給与調整適用除外措置役員・教員調査票等

八月提出

専任教職員・非常勤教員福利厚生費調査票、私立大学退職金財団掛金支出調査票、付属病院病床数調査票等

十一月提出

研究旅費支出調査票、認証評価経費調査票等

☆特別補助

七・九月提出 特別補助各種調査票

問い合わせ先（私学振興事業本部）

助成部 補助金課

☆一般補助

☎〇三（二三三〇） 七三〇〇～七三〇二

七三〇六～七三〇八

☆特別補助

☎〇三（二三三〇） 七三〇三～七三〇五

七三〇九～七三一

Eメール hojokin@shingaku.go.jp

受配者指定寄付金の利用のご案内

―税の減免で有効な募金活動を―

私学事業団では、私立学校の教育研究

の発展のために、企業などの法人から寄付金を受け入れ、これを寄付者が指定した学校法人（Ⅲに掲げる専修学校を設置する法人を含む。以下同じ）に配付する「受配者指定寄付金」業務を行っております。この寄付金については、寄付者に対して税制上の優遇措置が認められており、学校法人にとって有効な募金活動を行うことができますので、ぜひご利用ください。

受配者指定寄付金に関する概略は次のとおりです。

Ⅰ 全額損金算入が可能な寄付金

学校法人に対する寄付金については、五頁の表にあるとおり「寄付の受け手」「寄付者」により税制上の優遇措置が異なります。

受配者指定寄付金では、企業などの法人が学校法人に対し寄付した場合、支出した寄付金全額を損金として算入することが認められています。また、個人が学校法人に対し寄付した場合も所得控除の対象となります。なお、個人の寄付については、学校法人が特定公益増進法人の証明を受けることで、

受配者指定寄付金と同じ税制上の優遇措置を受けることができますので、本事業団では原則として取り扱わないこととしています。

Ⅱ 受配者指定寄付金の取扱要件

受配者指定寄付金として取り扱うためには、次の要件をすべて満たす必要があります。

① 広く一般に募集され、次のいずれにも該当せず公益性の観点から問題がないこと

(ア) 寄付者が寄付により特別な利益を受けていないこと（寄付者名を付した施設・設備、寄付講座等は特別の利益を受けるものには該当しません）

(イ) 寄付者が税制上の不当な軽減を企図したものではないこと

(ウ) 寄付者の子弟等の入学に関するものではないこと

② 税制上の優遇措置を必要としない者からの寄付金でないこと

③ すでに終了している事業に充てる寄付金でないこと

④ 原則として、一口の寄付金額が二、〇〇〇円以上であること

⑤ 「Ⅲ 受配者指定寄付金の対象事業」に掲げる事業のための寄付金であること

Ⅲ 受配者指定寄付金の対象事業

受配者指定寄付金の対象事業は、既設学校法人が設置する学校及び専修学校（授業時間数が二、〇〇〇時間以上の高等課程又は一、七〇〇時間以上の専門課程を設置するものに限り）が行う、教育もしくは研究に必要な費用又は基金に充てるために実施する次の事業です。

一 既設学校法人の設置する既設学校が実施する事業

① 教育研究に要する経常的経費

② 寄付講座等基金※

③ 奨学基金※

④ 教育研究基金※

⑤ 敷地、校舎その他附属設備の取得費

⑥ ①及び⑤に要した借入金返済費用

※基金には、一定の期間に計画的に事業の経費に使用することができる基金（いわゆる「取崩し型基金」）を含みます。

二 既設学校法人が新たに学校等（学部、学科等）を設置するための事業

① 敷地、校舎その他附属設備の取得費

② 初年度経常経費

新たに学校等を設置するための資金として寄付金を募集する際に受配者指定寄付金を利用する場合は、寄付金募

集のための寄附行為変更認可が必要となります。

なお、学校法人を新たに設立し、学校等を設置するための寄付金は、財務省が直接審査（個別指定）を行うため、本事業団では取り扱っていません。

Ⅳ 受配者指定寄付金の事務の流れ

受配者指定寄付金を利用するときの基本的な事務の流れは次のとおりです。

一 利用前

本制度を初めて利用する場合は、「受配者指定寄付金連絡票」を提出します。提出後、銀行名や口座番号などがあらかじめ記載された「振込依頼書」を送付しますので、寄付金の振り込みの際にご利用ください。

二 募金開始

受配者指定寄付金として取り扱う寄付金の募集を開始します。寄付を申し出た企業・法人等に「寄付申込書」の作成・提出を依頼します。

三 本事業団の指定銀行口座への振り込み

本事業団への振り込みは、寄付者から学校法人へ振り込んでいただき、これを学校法人が取りまとめて振り込む方法と、寄付者が直接本事業団へ振り込む方法があります。

四 寄付金の受け入れに必要な書類の提出

寄付金を本事業団に振り込んだ後

（寄付者が直接本事業団に振り込む場合は、「寄付申込書」が企業から提出された後）寄付金の受け入れに必要な書類として、次の書類を提出します。

① 寄付申込書

② 受配者指定寄付金にかかる確認書

（②は、寄付金額が一、〇〇〇万円を超える寄付金の申し込みがある場合のみ提出）

③ 寄付金振込報告書

④ 寄付者名および寄付金額一覧

（③及び④は、学校法人が寄付金を取りまとめて本事業団に振り込む場合のみ提出）

五 「寄付金受領書」の受け取り

本事業団は、寄付金の入金や「寄付申込書」等の提出書類の確認を行い、寄付者への領収書となる「寄付金受領書」を発行します。

「寄付金受領書」は学校法人あてに送付しますので、学校法人から寄付者に対し送付してください。

六 寄付金の配付申請

支払い等に応じ、寄付金を必要とするときは、寄付事業、資金計画等を記載した「寄付金配付申請書」等を提出します。

七 寄付金の配付

本事業団は、配付にあたって「寄付金配付申請書」等に基づき事業内容等の審査を行い、配付額等を決定します。決定後、「寄付金配付決定通知書」を学校法人に送付し、配付決定額を本事業

業団から学校法人の口座へ振り込みます。

なお、配付申請から配付までの期間は一か月程度かかります。

八 寄付金の実績報告

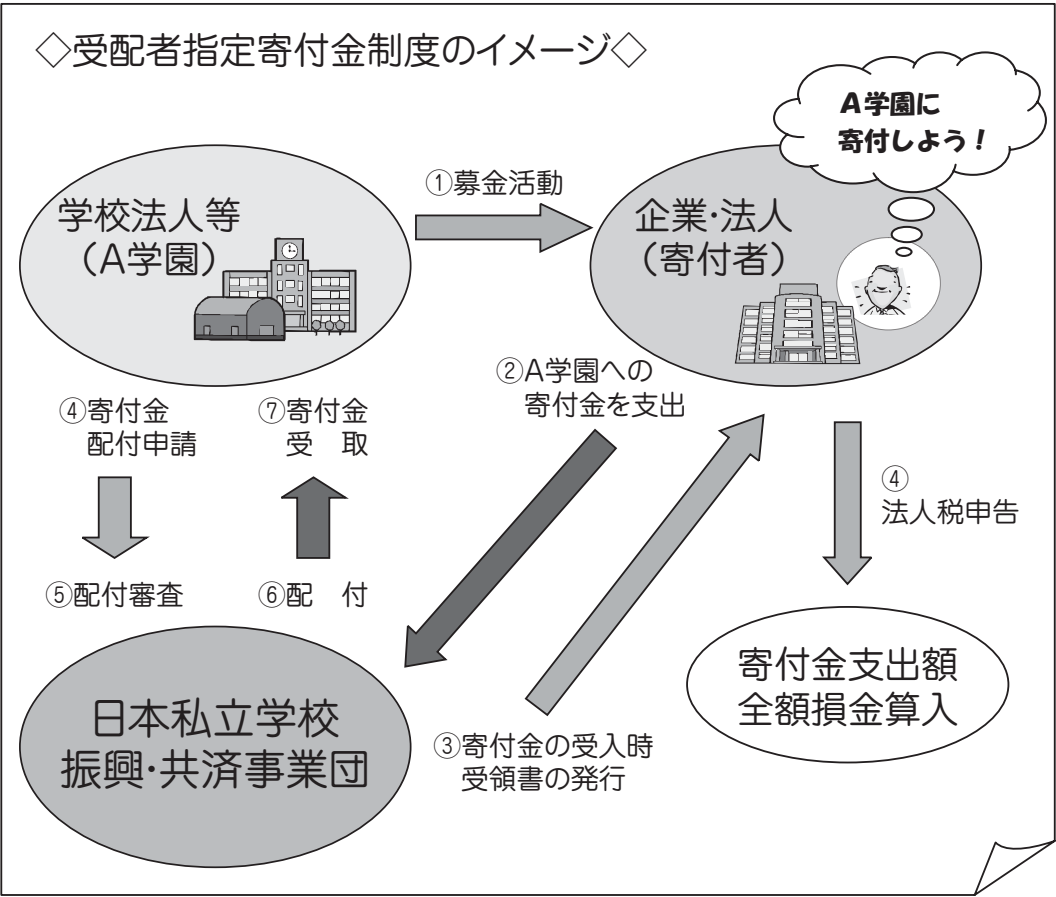
寄付金の配付を受けた年度の決算終了後に、寄付金の使途等に関する「寄付金に係る事業の実績報告書」を提出します。

表 学校法人等に対する寄付にかかる優遇措置一覧

寄付者		法 人	個 人
寄付の受け手			
学校法人 (私立学校)	受配者指定寄付金	寄付金の全額が損金算入できる	[所得控除額] =寄付金額（総所得金額等の40%が上限）－2千円 ※
	特定公益増進法人	[損金算入限度額] =（資本等の金額×0.25%＋当該年度所得の金額×5%）×1/2 ◎限度額を超える部分の金額は、その他の法人等への寄付として損金算入ができる	同 上
国立大学法人 (国・地方公共団体)		寄付金の全額が損金算入できる	同 上
その他の法人等		[一般の損金算入限度額] =（資本等の金額×0.25%＋当該年度所得の金額×2.5%）×1/2	所得控除は認められない

※ 平成22年から、個人の所得控除額が変更されました。

受配者指定寄付金の詳細につきましては、本事業団ホームページ又は本事業団作成の冊子『寄付金事務の手引』をご覧ください。



問い合わせ先（私学振興事業本部）
助成部 寄付金課
☎ 〇三（三三三〇）七三二七・七三二八
Eメール kifukin@shigaku.go.jp

自己診断チェックリストを

ご活用ください



―二十一年度版（大短編）・（高校編）について―

本誌三月号ですでご案内したとおり、平成二十二年一月から「自己診断チェックリスト（大学・短期大学編）平成二十一年度版」、「自己診断チェックリスト（高等学校編）平成二十一年度版」を私学事業団ホームページに掲載しています。本号では二十一年度版の特徴と活用法をご紹介します。

【自己診断チェックリストの概要】

自己診断チェックリストは、十九年に公表した「学校法人活性化・再生研究会―最終報告―」（以下、「最終報告」）において初めて提示されました。この中で、学校法人がこのチェックリストを参考に自ら経営上の問題を早期に発見し、自主的な改善努力を行うことが期待されています。

その後、本事業団では、「最終報告」に掲載したチェックリストのデータを更新し、財務バランスが一目でわかるレーダーチャートを加えた「自己診断チェックリスト（大学・短期大学編）平成二十一年度版」を二十一年にホームページに掲載しました。

そして、今回掲載した二十一年度版では、さらにデータや内容を更新した

（大学・短期大学編）（以下、「二十一年度版（大短編）」と、高校法人を対象にした（高等学校編）（以下、「二十一年度版（高校編）」を新たに提示しています。

【自己診断チェックリストの特徴】

自己診断チェックリストは、大きく分けて「財務比率等に関するチェックリスト」と「管理運営等に関するチェックリスト」の二種類により構成されています。この二つのチェックリストにより、財務比率等の数値データによる定量的なチェックと、法人の組織体制を総合的に評価する定性的なチェックができるようになっていきます。

特に、「財務比率等に関するチェックリスト」の大きな特徴として、多角的視点からの分析を意識した、レーダーチャートによる総合評価分析が挙げられます。

各項目において、絶対評価（法人自ら設定した目標値や適正値を基にその達成度をA～Eまでの五段階で評価）、相対評価（全法人の中での自法人の位置をA+～E-までの十段階で評価）、趨勢評価（四年前と比較した現在の数値

図1 レーダーチャートによる総合評価の例

(1) 財務比率等に関するチェックリスト（一部抜粋）

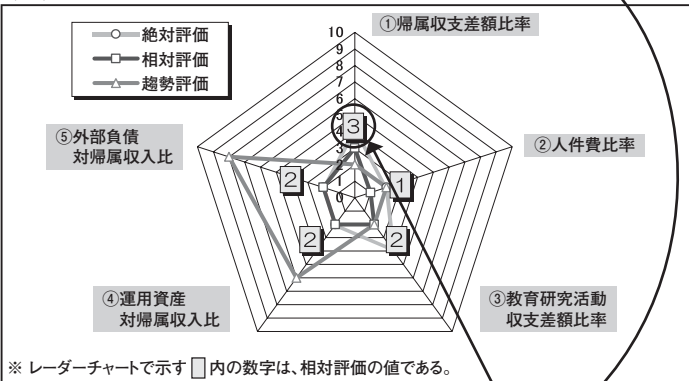
項目	絶対評価	相対評価	趨勢評価
1 帰属収支差額比率	D	D-	E

(2) 評価の読み替え表

絶対・趨勢 評価区分	A	B	C	D	E
	10	8	6	4	2

相対 評価区分	A+	A-	B+	B-	C+	C-	D+	D-	E+	E-
	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1

(3) レーダーチャートによる総合評価



NO	項目	絶対評価	相対評価	趨勢評価
①	帰属収支差額比率（臨時的要素除く）	4	3	2
②	人件費比率	2	1	2
③	教育研究活動収支差額比率	4	2	2
④	運用資産対帰属収入比	2	2	6
⑤	外部負債対帰属収入比	2	2	8
総合評価（合計）		14	10	20

大学・短期大学編

1. 二十年度版からの変更点

二十一年度版（大短編）は、二十年度版のデータを更新するとともに、より見やすく、使いやすく、また、より有効な分析ができるよう内容の一部を変更しています。二十年度版からの主な変更点は次のとおりです。

◆「要積立率」を参考比率として追加

法人の運用資産は施設設備の充実更新や基金の設定計画等に応じて蓄積目標を定める必要があります。そこで、運用資産の内容を、「現金預金」、「有価証券」や各種引当特定資産などに細かく分解するとともに、要積立額を設

図2 財務比率等に関するチェックリスト（運用資産対帰属収入比の抜粋）

項目			16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	増減	伸び率	絶対評価	相対評価	趨勢評価	
Ⅲ 運用資産状況	5 運用資産対帰属収入比（年）	i/a	0.92	0.84	0.80	0.72	0.74	-0.18	-19.5%	目標 1.45	E+	C	
	①	運用資産	i	5,639	5,058	4,830	4,307	4,028	-1,611	-28.6%	E	③	
	現金預金	i 1	4,233	3,238	2,977	2,226	2,076	-2,157	-51.0%	④			
	有価証券（短期）	i 2	0	0	0	0	0	0					
	有価証券（長期）	i 3	0	347	200	200	51	51					
	退職給与引当金特定資産	i 4	390	374	413	408	406	16	4.1%				
	施設設備引当特定資産	i 5	100	120	160	200	240	140	140.0%				
	減価償却引当特定資産	i 6	770	813	853	998	998	228	29.6%				
	第3号基本金引当資産	i 7	0	0	0	0	0	0					
	その他特定引当資産	i 8	51	0	0	0	0	-51	-100.0%				
	その他固定資産 その他	i 9	95	166	227	275	257	162	170.5%				
	②	要積立額	j	6,257	6,523	6,910	7,401	7,891	1,634	26.1%			
	退職給与引当金	j 1	837	883	885	969	1,064	227	27.1%				
	第2号基本金	j 2	100	120	160	200	240	140	140.0%				
	減価償却累計額（図書を除く）	j 3	5,320	5,520	5,865	6,232	6,587	1,267	23.8%				
	第3号基本金	j 4	0	0	0	0	0	0					
	要積立不足額	i-j	-618	-1,465	-2,080	-3,094	-3,863	-3,245	525.1%				
帰属収入（資産売却差額等臨時的な要素を除く）	a	6,148	6,018	6,011	6,010	5,454	-694	-11.3%					
参考1) 要積立率	i/j	90.1%	77.5%	69.9%	58.2%	51.0%	-39.1%	-43.4%	E	D-	E		
参考2) 減価償却比率	j 3/k	28.8%	28.9%	30.6%	31.7%	33.5%	4.7%	16.2%		A-			
減価償却資産取得価額（図書を除く）	k	18,456	19,114	19,189	19,661	19,671	1,215	6.6%					

④の算式→1.45年＝20年度要積立額（7,891）／20年度帰属収入（5,454）

定し、その要積立額に対してどれくらい
の運用資産があるかという要積立率
を参考比率として加えました。

◆部門の財務分析にもリーダーチャ
ートを追加

これまで法人の分析にのみ提示して
いたリーダーチャートによる評価を部
門の分析にも加えました。主要な比率
は法人の場合と異なり、帰属収支差額
比率、人件費比率、入学定員充足率、
専任教員一人当たり学生数、専任教員
一人当たり人件費の五つの比率から分
析します。

◆部門の消費収支状況に関する分析を
追加

各部門においても帰属収支差額比率
や人件費比率などは財務を分析するう
えで重要な比率となることから、部門
の分析にも消費収支状況の分析項目を
追加しました。

◆高校に関する参考数値を追加

今回、高校編を同時に公表したこと
から、参考数値に高等学校法人や高等
学校部門に関する比率を新たに加えて
います。高等学校部門の分析などに
役立ててください。

◆系統別等の参考数値を提示

財務比率等は、学校の系統（設置す
る学部学科の系統）や所在する地域に
よって数値が大きく異なる場合があります。
そこで、法人や部門の財務比率
等について、系統別（大学、短大、高校）、
都道府県別（高校）で加重平均した数

値を参考として示しています。絶対評
価の目標値の設定などにお役立てくだ
さい。

2. 運用資産と要積立額の分析

二十一年度版（大短編）のポイント
の一つである運用資産と要積立額の分
析について、詳しく解説します。

運用資産は、土地・建物等の有形固
定資産等を除いた、現実的に資金化が
可能な使える資産をさし、過去の資金
の蓄積分にあたります。図2では、①
に示す「現金預金」から「その他固定
資産（その他）」までのi1～i9の合
計が運用資産額となります。

一方、要積立額は今後の学校運営に
あたり蓄積が必要な金額をさし、ここ
では②で示すように「退職給与引当
金」、「第2号基本金」、「減価償却累計
額（図書を除く）」、「第3号基本金」
の合計を要積立額としています。この
他に、翌年度要支払額（短期借入金、
学校債（流動）、手形債務、未払金、
預り金）や、前受金等を含めることも
考えられます。

ただし、法人の財務戦略等により、
蓄積が必要な金額は異なるため、施設・
設備の充実更新や基金の設定計画等に
応じて目標を定める必要があります。

図2の③で示しているように、運用
資産の、「退職給与引当金特定資産」
から「第3号基本金引当資産」と、要
積立額の「退職給与引当金」から「第

三号基本金」は、それぞれに対応する資産であることから、これらはできるだけ金額が合致していることが理想的です。あまり金額が合わない場合には、本来蓄積すべき資産を費消してしまっている可能性がありますので、原因の分析が必要となります。

また、運用資産対帰属収入比の絶対評価における目標値は、要積立率などを勘案して設定します。

例えば、図2の法人の場合、④で示すように二十年度の要積立額が、二十年度の帰属収入（臨時的要素除く）の何倍に相当するかという観点で目標値を算出しています。

高等学校編

今回新たに掲載した二十一年度版（高校編）は、大短編と同様、各法人が比較的平易に、かつ多角的視点から自己分析ができるように、リーダーチャートによる総合評価のグラフ化や絶対、相対、趨勢の三つの評価を取り入れつつ、高校に特有の観点による分析項目としています。

大短編との違いを中心とした高校編のポイントはこちらのとおりです。

◆補正人件費依存率による分析

高校法人の場合、大学法人や短大人と比べ、補助金の割合が大きいことから、法人全体の消費収支状況の分析において、通常、学生生徒等納付金と人件費の関係比率である人件費依存率

の分母に補助金を加え、補正人件費依存率による分析としています。

◆生徒一人当たり経費支出の分析

高校では、教育研究経費支出と管理経費支出の区分を行っていない場合もあるため、経費関係の分析では、それぞれを分けずに、合算した経費支出により分析する形にしています。

◆系統別、都道府県別の加重平均による参考数値

高校の系統として「普通科のみを設置している学校」、「職業科のみを設置している学校」、「普通科と職業科の両方を設置している学校」の三種類に分けて参考数値を示しました。また、高校の場合、所在する都道府県により数値に差が見られることから、都道府県別の参考数値を示しています。

◆管理運営等に関するチェックリストの項目

「管理運営等に関するチェックリスト」では、高校特有の事項として、生徒の生活指導、奨学金の配分、生徒の安全確保などに関する項目を加えています。



以上、自己診断チェックリスト二十一年度版（大短編）・（高校編）の特徴について簡単にご説明いたしました。自己診断チェックリストで挙げられている項目と内容は一つの参考例です

ので、実際に分析をする際には、これを基礎に適宜、修正・追加するなど、さらに自法人の実態にあった形に変更するとより効果的です。本年六月より、数値の入力や法人の実態に合わせた項目の変更が可能な、エクセル形式の自己診断チェックリストの様式をホームページで公開していますので、ぜひご活用ください。

自己診断チェックの結果、「財務比率等に関するチェックリスト」でDやEが付いた項目、「管理運営等に関するチェックリスト」で○が付かなかった項目については、原因や問題点を分析し、早期の改善につなげていただければ幸いです。

なお、自主的な改善のために参考となるツールについて、下の表に示しました。こちらもぜひお役立てください。

この他にも、本事業団の私学経営情報センターでは、経営改善のための各種サポートを提供しています。詳しくは、本事業団ホームページ助成業務の「私学経営情報センター」で提供しているサービス内容一覧（http://www.shigaku.go.jp/files/s_center-service22.pdf）を参照ください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター 経営支援室
☎〇三（三三三三）七八三〇・七八三三
Eメール shien@shigaku.go.jp

表 自主的な改善に役立つツール

☆私学データ作成システム

インターネットを利用して学校法人等が直接、財務比率分析表等のデータを出力できるシステムを提供しています。このシステムにより作成できるデータをもとに、経営状態や問題点をさらに詳しく分析することができます。なお、当システムの利用方法については本誌21年11月号（第143号）をご参照ください。

☆私学経営情報等の刊行物（http://www.shigaku.go.jp/s_kanko.htm）

各学校における様々な改革事例やアンケート調査の結果を私学経営情報として刊行しています。今後の取り組みの参考としてお役立てください。

☆経営改善計画立案・実施のための参考資料

自主的な経営改善のためには、目標と期限を明確にした経営改善計画の策定も有効です。経営改善計画を作成、実施しようとする法人の参考となるよう、様々な様式やサンプル等を本事業団ホームページ（http://www.shigaku.go.jp/s_kaizenkeikaku.htm）で提示しています。ぜひご活用ください。

標準給与基礎届書

提出はお済みですか——七月十日締め切り——

六月中旬に学校法人等に送付した「標準給与基礎届書」(以下「基礎届書」といいます)は、掛金や給付の算定基礎となる標準給与の月額を決定する大切なものです。正確に記入し、期限内に必ず提出してください。

◆提出

提出期限 七月十日(土)
提出先 私学事業団

業務部 資格課

◆「基礎届書」の記載内容

「基礎届書」に記載されている加入者は、資格取得年月日が平成二十二年五月三十一日以前で、六月一日現在加入者として確認されている人です。

記載されている加入者が資格喪失をしたときは、「基礎届書」の備考欄に資格喪失年月日を記入し、二重線で抹消してください(「資格喪失報告書」が未提出の場合は至急提出してください)。

また、六月二日以後に五月三十一日以前にさかのぼって資格取得が確認さ

れた加入者については、別途「基礎届書」を送付します。

ただし、所属学校変更の場合は、前任校の加入者番号で処理ができるため、後任校に改めて「基礎届書」は送付しません。

◆提出後に給与を訂正する場合

①八月十日までに給与月額の誤りが判明したときは、業務部資格課に「基礎届書」を請求し、訂正理由を記入した文書(用紙任意)を添えて提出してください。

②八月十一日以後に給与月額の誤りが判明したときは、「給与訂正申出書」を提出してください。

◆さかのぼってベース改定(ベースアップ)をした場合

①六月以前に差額支給が実施されたときは、改定後の給与で「基礎届書」を提出してください。

②七月以後に差額支給が実施されるときは、「基礎届書」は改定前の給与

を報告するため、訂正の必要はありません。

◆その他の注意事項

①固定的給与に変動があり、標準給与の月額が二等級以上増減したときは、別途「標準給与改定届書」を提出してください。

②「基礎届書」の記載内容に誤りがあっても、「基礎届書」は訂正しないでください。氏名・生年月日を訂正する場合は「加入者異動報告書」を提出してください。

③「基礎届書」の記載にあたっては、「基礎届書」と一緒に送付した通知文「平成二十二年標準給与の定時決定の実施について」を参照のうえ、記入してください。

④七十五歳以上の在職者も「基礎届書」の提出は必要になります。

◆磁気媒体による報告の場合

磁気媒体を送付するときは、加入者番号・生年月日に誤りがないか確認のうえ、必ず「標準給与基礎届の磁気媒体による報告送付状」を添付してください。

報告送付状は、「磁気媒体による報告要領」又は私学共済事業ホームページの事務担当者コーナー「磁気媒体作成機能」を参照してください。

◆確認通知書の送付

「基礎届書」に基づき決定された標準給与の「確認通知書(2)」は、九月中旬に送付しますので、給与月額等の内容を確認してください。確認内容に誤りがある場合は、訂正等の手続きをしてください。

「基礎届書」の提出がないと…

「基礎届書」の提出がないと、九月以後の掛金だけでなく、各種の給付金や将来の年金にも影響することになりますので、必ず提出してください。

国民健康保険料の軽減措置の創設

—任意継続加入時にはご注意を—

平成22年4月から職場の倒産・解雇・雇止めなどの離職理由で退職したときに国民健康保険料が軽減される制度がスタートしました。私学事業団の任意継続加入者制度の掛金額と国民健康保険料を比較し、退職後に加入する健康保険を決める際には、国民健康保険窓口で離職理由等を正確に伝えて確認してください。

私学共済事業ホームページ「こんなときどうする」コーナーの「退職後の医療保険」にも掲載しています。

私学共済制度の掛金納付

同一月内による加入者の資格取得・喪失の取り扱いなど

1. 私学共済制度の掛金には、給与と賞与等にかかる掛金があります。

給与にかかる掛金は、学校法人等が毎月給与を支給する際に前月分の掛金を控除・徴収し、その月の末日までに私学事業団に納付します。

賞与等にかかる掛金は、賞与等を支給する際に控除・徴収し、翌月の末日までに納付します。

いずれも学校法人等が折半負担した掛金とあわせて納付します。加入者及び学校法人等の各々の負担額については「掛金早見表」「賞与掛金早見表」をご覧ください。

2. 便利な口座振替をご利用ください。

学校法人等は掛金の納付義務を負っており、私学共済制度の掛金は税金と同じ公租公課の取り扱いになりますので、滞納することがないように十分ご注意ください。納付の手間を省き納付忘れをなくすために、預金口座振替（ゆうちょ銀行は自動振込）をご利用ください。

3. 加入者の資格取得や喪失の掛金の取り扱いにご注意ください。

(1) 加入者の資格取得

就職などにより、私学共済の加入者資格を取得したときは、資格を取得した日の属する月分の掛金から納付することになります。

(2) 加入者の資格喪失

退職などにより、加入者資格を喪失したときは、資格を喪失した日（退職日の翌日）の属する月の前月分までの掛金を納付することになります。

(3) 同一月内の資格取得・喪失

加入者の資格を取得した月と同じ月に資格を喪失したときは、その月分の掛金を納付することになります。

ただし、その月にさらに私学共済の加入者（①）又は他の公的年金制度の被保険者（②）となったときは、次の手続きにより掛金を還付しますので、本事業団に申し出てください。

① 私学共済の加入者

後任校で加入者番号が決まり次第、翌月に還付します。

② 他の公的年金制度の被保険者

年金手帳及び健康保険証等により、他の公的年金制度への加入が確認された翌月に還付します。

海外診療

海外旅行には「海外診療報酬（医科・歯科）明細書」を持参しましょう

海外では加入者証が使用できないため、受診した人が現地で医療費を全額支払うことになります。このような場合は療養費を請求することができます。請求にあたっては、「海外診療報酬（医科・歯科）明細書」の提出が必要になりますので、海外へ出かける際には「海外診療報酬（医科・歯科）明細書」を持参してください。

なお、治療目的の渡航については支給対象となりません。

● 支給額の算定

海外で受診した場合、治療にかかった金額がそのまま療養費の支給額に反映されるわけではありません。診療内容を国内での保険診療の基準に置き換えて算定し、その七割に相当する額を支給します。

このため、実際に海外で支払った金額より支給額が大幅に少なくなる場合があります（支給額が一〇分の一以下になることもあります）。

● 請求方法

次の書類を医療機関別、入院・外来別、受診した月別に分けて、学校法人等を経由して（任意継続加入者は直接）提出してください。

① 療養費・家族療養費等請求書

発病又は負傷の原因、加入者証を使用できなかった理由として具体的な渡航目的（留学・出張・旅行など）を必ず記入してください。

② 海外診療報酬（医科・歯科）明細書

現地で診療した医師から詳しい診療内容の証明を暦月ごとに受けてください。

記入内容は必ず邦訳し、邦訳者の氏名及び住所を記入してください。

③ 外国診療記録書

国名、診療年月日、具体的な診療内容、支払金額及び通貨単位を詳しく記入してください。

④ 領収書（原本）

受診した医療機関発行の原本を添付してください。

※①～③の用紙は私学共済事業ホームページからダウンロードすることができます。

● 時効

給付を受ける権利は、医療機関に医療費を支払った日の翌日から二年です。請求もれのないようご注意ください。

人間ドックの利用費用補助

人間ドックを利用した場合、年度内1回に限り補助金を支給します。

●対象者

人間ドック受診日において、満35歳以上の加入者（任意継続加入者を含む）、被扶養者及び75歳以上で引き続き勤務されている教職員（被扶養者を除く）

●補助対象となる人間ドック

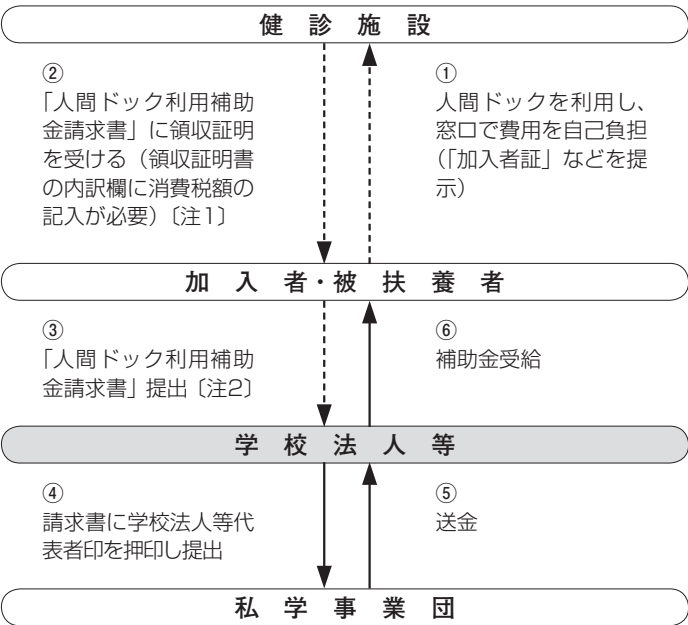
私学事業団で定めた基準検査項目表（右表）の検査をすべて実施した場合にのみ対象となります。検査項目が不足していると補助の対象となりませんので、検査項目もれのないようにあらかじめ健診施設に確認のうえ利用してください。

なお、健康診断及び学校法人等が福利厚生の一環として行う健康管理などは、学校法人等に対する補助事業ではないため補助の対象にはなりません。

●補助金

消費税を除く利用料金の60%相当額を補助金として支給します。ただし、補助限度額は3万円となります。

●請求方法



〔注1〕 領収証明を受けられない場合は、領収書（原本）を添付。
〔注2〕 任意継続加入者は直接私学事業団へ提出。なお、補助金は任意継続申出時の登録口座に振り込むため記入は不要。

学校法人等の実施する健康診断等を受けることができず、人間ドックの検査結果を特定健康診査の実施に替える場合については、人間ドック利用補助金を請求する際に、「人間ドック利用補助金請求書」、「人間ドックの検査結果（写し）」、「標準的な質問票」をあわせて提出してください。

基準検査項目表

検査項目		区分	日 帰 り の 人 間 ド ッ ク	1泊2日以上 の 人 間 ド ッ ク
既往歴の調査及び質問票			○※1	○※1
自覚・他覚病状の検査			○	○
身体計測	身 長		○	○
	体 重		○	○
	B M I		○	○
	腹 囲		○	○
生 理	血 圧		○	○
	標準12誘導心電図		○※2	○※2
	眼 底 検 査		○	○
	眼 圧 検 査		○	○
	視 力 検 査		○	○
	肺 機 能 検 査		○※3	○※3
X線他	胸 部 X 線		○※4	○※4
	胃 X 線		○※5	○※5
	腹 部 超 音 波		○※6	○※6
生 化 学	総 蛋 白		○	○
	A / G		○	○
	ア ル ブ ミ ン		○	○
	ク レ ア チ ニ ン		○	○
	尿 酸		○	○
	総コレステロール		○	○
	HDL-コレステロール		○	○
	LDL-コレステロール		○	○
	中 性 脂 肪		○	○
	総ビリルビン又は尿ビリルビン		○	○
	G O T		○	○
	G P T		○	○
	γ - G T P		○	○
	A L P		○	○
	血 糖		○ (空腹時)	○ (負荷) ※7
血 液 学	H b A 1 c		○	○
	赤 血 球		○	○
	白 血 球		○	○
	血 色 素		○	○
	ヘマトクリット		○	○
	血 小 板 数		○	○
	M C V		○	○
血 清 学	M C H		○	○
	M C H C		○	○
	C R P		○	○
尿	血液型 (ABO, Rh)		○初回のみ必須	○初回のみ必須
	H B s 抗 原		○	○
	蛋 白 半 定 量		○	○
	尿 糖		○	○※7
	潜 血		○	○
便	沈 渣		○※8	○※8
	比 重		○	○
	潜 血		○※9	○※9
病理 子 宮 細 胞 診				○

※1 既往歴の調査及び質問票（特定健康診査における「標準的な質問票」による服薬歴及び喫煙習慣の状況等にかかる22項目の調査）
※2 負荷試験は任意で実施
※3 努力性肺活量1秒量
※4 フィルム大角2枚 2方向
※5 胃X-P 4F8枚以上（分割を含む）
発泡剤、鎮痙剤、下剤の使用は任意（胃カメラ可）
※6 検査対象臓器は胆のう・肝臓（脾臓を含む）・脾臓・腎臓とする。ただし、脾臓検出できないときはその旨記載すること
※7 血糖3回、尿糖3回、75gブドウ糖負荷試験を実施。明らかに糖尿病と判明している場合は省略し、「空腹時血糖」及び「尿糖」で可
※8 蛋白、潜血反応が陰性であれば省略可
※9 免疫法で実施。2回法が望ましい

夏休みにご利用ください

—契約施設・バカンスクーポンと長距離フェリーの割引利用—



加入者（任意継続加入者を含む）とその被扶養者、75歳以上で引き続き私学に勤務している教職員等を対象に、全国の宿泊施設やレジャー施設等で、利用料金の補助・割引を受けることができます。お出かけの際にはぜひご利用ください。

詳しくは「私学共済ブック [2010] [保健・宿泊編]」をご覧ください。（ ）内は「私学共済ブック [2010] [保健・宿泊編]」の該当ページです。

共
済
業
務

厚生施設・ 健康増進宿泊施設

契約施設を利用するときに補助券が使用できます（私学事業団の直営施設では使用できません）。補助券は「私学共済ブック [2010] [保健・宿泊編]」の巻末に綴じ込んでありますので、切り取って必要事項を記入のうえ使用してください。

なお、一部割引のみで補助券が使用できない施設があります。

	厚生施設（112～146ページ）	健康増進宿泊施設（164～180ページ）
施設内容	遊園地、プール、ゴルフ場など	ホテル、旅館、民宿など
利用方法	①予約が必要な施設は直接予約する。 ②利用施設の受付で「加入者証」などを提示する。 ③補助券は、支払いの際に提出する。	①各宿泊施設へ直接予約をする。 ②利用施設の受付で「加入者証」などを提示し、補助券を提出する。
補助内容	施設により補助額や使用できる補助券の枚数が異なりますので、「私学共済ブック [2010] [保健・宿泊編]」で確認してください。	・1人1泊につき1枚使用できます。 ・連泊での使用は2泊が限度です。 ・補助額は1枚につき2,000円となります。

バカンスクーポンと 長距離フェリーの割引

私学事業団の直営宿泊施設や契約施設等に宿泊すると、その旅行に必要なJR乗車券等を割引購入できます。

	バカンスクーポン（JR乗車券の割引） （159～160ページ）	長距離フェリー（対象会社は6社） （160～161ページ）
利用条件	①大人2名以上又は大人と子供あわせて2名以上で同一旅程をとること	①大人2名以上で同一旅程をとること
	②次のいずれかの施設へ宿泊すること ・私学事業団の直営宿泊施設（162～163ページ） ・健康増進宿泊施設（164～180ページ） ・私学事業団が会員契約をしている宿泊施設（147～157ページ） ・文部科学省共済組合、公立学校共済組合の直営宿泊施設（181～186ページ） ・購入する取扱旅行会社（JTB、近畿日本ツーリスト、日本旅行、トップツアー）の協定宿泊施設	
	③指定地駅（宿泊施設のJR最寄り駅）を目的地とし、出発地に戻る旅行で、往路及び復路いずれも201km以上（発着が同じであること）	
割引率	JR線の普通乗車券が2割引になります。ただし、東海道新幹線を利用又は経由する場合、片道601km未満の場合は1割引きです（周遊きっぷなど各種割引きっぷ及び特急券等は対象外）。	旅客運賃と乗用車の航送料金が2割引になります。ただし、一部1割引きのフェリー会社（太平洋フェリー）や区間もあります。
利用方法	①「バカンスクーポン購入申込書」又は「契約保養所システムフェリーきっぷ購入申込書」を各学校法人等、私学事業団共済事業本部、各ガーデンパレス（京都を除く）共済業務課に請求してください。 ②取扱旅行会社（JTB、近畿日本ツーリスト、日本旅行、トップツアー）の支店・営業所の窓口で①の申込書と「加入者証」などを提出し、きっぷを購入してください。	

※旅行中は、「購入申込書（本人控え）」を必ず携帯してください。

※割引対象外の期間や区間がありますので「私学共済ブック [2010] [保健・宿泊編]」159～161ページをご覧ください。

※詳しくは取扱旅行会社の支店・営業所にお問い合わせください。

宿泊・婚礼・宴会・会議など多目的にご利用いただける

私学事業団の直営宿泊施設

私学事業団では、加入者の皆様への福利厚生を目的として、全国16か所の宿泊施設を運営しています。

ご旅行やご婚礼といったプライベートな時間や、出張・会議などのビジネスはもちろん、入学試験や入学式（卒業式）、謝恩会などの各種学校行事等、多目的にご利用いただけます。詳しくは、各宿泊施設にお問い合わせください。

宿…宿泊 婚…婚礼 宴…宴会・会議

札幌ガーデンパレス	宿 婚 宴
〒060-0001 札幌市中央区北1条西6丁目 ☎011 (261) 5311 (代表) http://www.hotelgp-sapporo.com	
仙台ガーデンパレス	宿 婚 宴
〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-1-5 ☎022 (299) 6211 (代表) http://www.hotelgp-sendai.com	
東京ガーデンパレス	宿 婚 宴
〒113-0034 東京都文京区湯島1-7-5 ☎03 (3813) 6211 (代表) ☎03 (3813) 6290 (宿泊予約) http://www.hotelgp-tokyo.com	
湯河原「敷島館」	宿 宴
〒259-0314 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上745 ☎0465 (63) 3755	
箱根「対岳荘」	宿 宴
〒250-0405 神奈川県足柄下郡箱根町大平台312 ☎0460 (82) 2094	
鎌倉「あじさい荘」	宿 宴
〒248-0021 神奈川県鎌倉市坂ノ下25-4 ☎0467 (22) 3506	
葉山「相洋閣」	宿 宴
〒240-0116 神奈川県三浦郡葉山町下山口2040-1 ☎046 (875) 7300	
名古屋ガーデンパレス	宿 婚 宴
〒460-0003 名古屋市中区錦3-11-13 ☎052 (957) 1022 (代表) http://www.hotelgp-nagoya.com	
金沢「兼六荘」	宿 宴
〒920-0918 金沢市尾山町6-40 ☎076 (232) 1239 http://www.kenrokusou.com	

志賀高原「やまゆり荘」	宿
〒381-0401 長野県下高井郡山ノ内町志賀高原蓮池 ☎0269 (34) 2102	
軽井沢「すずかる荘」	宿
〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3607 ☎0267 (45) 7311	
京都ガーデンパレス	宿 婚 宴
〒602-0912 京都市上京区烏丸通り下長者町上ル 龍前町605番地 ☎075 (411) 0111 (代表) http://www.hotelgp-kyoto.com	
大阪ガーデンパレス	宿 婚 宴
〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1-3-35 ☎06 (6396) 6211 (代表) http://www.hotelgp-osaka.com	
京都「白河院」	宿 宴
〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町16 ☎075 (761) 0201	
広島ガーデンパレス	宿 婚 宴
〒732-0052 広島市東区光町1-15 ☎082 (262) 1122 (代表) http://www.hotelgp-hiroshima.com	
福岡ガーデンパレス	宿 婚 宴
〒810-0001 福岡市中央区天神4-8-15 ☎092 (713) 1112 (代表) http://www.hotelgp-fukuoka.com	

宿泊予約については、各施設へ直接お電話していただくか、ガーデンパレスのホームページ又は私学共済事業ホームページ「しがくのやど」のインターネット予約をご利用ください。

しがくのやど

検索

(http://www.shigakukyosai.jp/)

私学メンバーズカード受付中!

年会費無料 直営宿泊施設の永久利用証にクレジット機能をプラス

- 3ブランドから選べる   
- 海外・国内旅行傷害保険 最高5,000万円付
- 空港ラウンジ利用可能
- ETCスルーカード同時申し込み可能

お申し込み対象

- 本会員:
年金者、加入者
(任意継続加入者を含む)
- 家族会員:
年金者等の配偶者

カードは <http://www.resonacard.co.jp/shigaku> 又は、下記インフォメーションデスクで請求できます。

問い合わせ先

りそなカード インフォメーションデスク
私学メンバーズカード事務局

フリーダイヤル

0120-559-197 (9:00~17:00 土・日・祝日を除く)

※電話番号を間違えないようにお願いします。

共済業務

〒113-8441 文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

ご照会の際には、学校番号、加入者番号をお手元にご用意くださるよう、お願いします。

<http://www.shigakukyosai.jp/>

高齢受給者基準収入額適用申請

70歳以上の高齢受給者が医療機関等で受診する際の一部負担金は原則1割負担ですが、標準給与の月額が28万円以上の場合は3割負担となります。

ただし、3割負担の人の年収が高齢受給者基準収入額に該当する場合は、申請により1割負担となります。

6月1日現在3割負担になっている人を対象に、「高齢受給者基準収入額適用申請書」を6月初旬に学校法人等あてに送付しました。

該当する場合は平成21年の収入額が確認できる「平成22年度所得証明書」を添付し、**7月20日(火)(必着)**までに手続きしてください。

なお、高齢受給者基準収入額に該当しない場合、変更手続きは必要ありません。

共済定期保険の配当金を送金しました

平成21年度の収支決算の結果、剰余金が生じたため、21年10月1日現在加入している人に対して、配当金を保険料振替口座に6月25日(金)付けで送金しました。

コース名	配当率
家族年金コース	40.68%
医療保障コース	46.94%
学校加入コース	40.68%

短期給付金等の受け取り及び掛金等の納付方法について(お願い)

給付金等の受け取りを確実にするため、**払出証書で給付金等を受け取っている学校法人等**は、「短期給付金・貸付金・積立貯金受取金融機関口座等申出書」により、金融機関の預金口座への送金に変更をお願いします。

また、**掛金等及び貸付償還金を払込通知票により納付している学校法人等**は、「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」により、指定口座からの自動引き落としができる便利な預金口座振替をご利用ください。

これにより、手数料等の事務費節減につながりますのでご協力をお願いします。

共済事業本部の代表電話がつながりにくい状態になっており、ご迷惑をおかけしております。特に、月曜日や午前中は電話が大変混雑しておりますので、ご了承ください。

無効の加入者証回収と返納のお願い

教職員が退職したときや、被扶養者が取り消しとなった場合、加入者証に記載されている有効期限内でも加入者証は無効になりますので、必ず回収し、返納理由書を添えて本事業団に返納するようお願いします。

相談員の退任

平成22年3月31日付けで次の相談員が退任されました。
 栃木県 齋藤めぐみ(作新学院高等学校)

平成22年版「事務の手引」を7月初旬に「レター」7月号と一緒に学校法人等あてに送付しました。

7月の共済業務スケジュール

2日(金)	貸付 送金
6日(火)	貸付 6月分定期償還期限
9日(金)	貯金 払込期限(必着)
10日(土)	「標準給与基礎届書」提出期限
15日(木)	貸付 8月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(火)	貯金 送金
22日(木)	貸付 送金
	貯金 払戻・解約請求締め切り
23日(金)	積立共済年金 脱退申出等締め切り
	共済定期保険 口座・住所変更申出締め切り
28日(水)	掛金 6月分口座振替(自振校のみ)
	貸付 7月分定期償還口座振替(自振校のみ)
30日(金)	貸付 8月23日送金申し込み締め切り

8月の共済業務スケジュール

2日(月)	掛金 6月分納期限
	貸付 送金
6日(金)	貸付 7月分定期償還期限
10日(火)	貯金 払込期限(必着)
13日(金)	貸付 9月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

INFORMATION

「月報私学」表紙写真の募集

本誌の表紙写真を私立学校から広く募集します。下記のテーマに沿った写真をふるってご応募ください。採用させていただく場合には改めてご連絡します。

○募集テーマ

四季折々の季節感のある私立学校の学園風景。

～参考例～

10月	芋掘り、運動会、バザー、入園試験、クラブ活動、就職活動説明会
11月	学園祭、文化祭、体育祭、運動会、マラソン大会、コンテスト
12月	クリスマス、音楽祭（合唱コンクール）、もちつき大会

○応募写真

デジタル（ファイルサイズ2MB程度）、プリント、ポジフィルムいずれかの写真

○応募方法

写真は、学校法人等名、担当者名及び連絡先を明記のうえ、郵送もしくはメールでご送付ください。

※写真は原則として返却いたしません。

※応募作品は著作権などの権利が応募時点で応募者に帰属するものに限りします。

※採用作品は、本事業団が「月報私学」の表紙写真として使用し、冊子として刊行、本事業団ホームページに掲載するほか、「月報私学」表紙写真の募集広告に使用することがあります。

※撮影対象の肖像権侵害などの責任は負いかねます。応募に際しては、必ず撮影対象者の承諾及び上記事項への使用許可を得てください。

○応募・問い合わせ先

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

日本私立学校振興・共済事業団 企画室

☎03 (3230) 7810・7811

Eメール kikaku@shigaku.go.jp

夏季軽装を実施しています

私学事業団では、政府が推進する「地球温暖化防止及び省エネルギー」の施策への対応として、6月1日～9月30日までの間、冷房温度の調節を行い、軽装（ノーネクタイ、ノー上着）での執務を実施しています。本事業団にお越しの節は、取り組みへのご理解をお願いします。



助成業務

〒102-8145 千代田区富士見1-10-12

☎03 (3230) 1321 (代表)

http://www.shigaku.go.jp/s_home.htm

会計処理等の質問・相談を承っています

私学経営情報センターでは、会計処理をはじめとして、人事・学務等、私学経営全般にわたるご質問、ご相談について、電話やFAX、Eメール等で随時承っています。ぜひご利用ください。

私学経営情報センター

☎03 (3230) 7846・7847 (会計処理)

☎03 (3230) 7838 (私学経営全般)

Eメール center@shigaku.go.jp

私立大学等経常費補助金の申請等については電子窓口をご利用ください

私立大学等経常費補助金の調査票及び事務連絡等を「電子窓口」に掲載していますので、定期的にご確認ください。

また、提出の際にも事務手続きの簡略化のため「電子窓口」をご利用ください（一部、紙媒体での提出の場合があります）。

助成部 補助金課

☎03 (3230) 7300～7311

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

インターネットで宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

大阪ガーデンパレスのすすめ宿泊プラン

遠征合宿プラン

平成22年7月20日～8月31日

クラブ活動の合宿、遠征など幅広くご利用ください。

1泊2食

1名様

7,500円

1泊朝食

1名様

5,500円



- 20名様以上でのご利用となります（10日前までにご予約ください）。
- お部屋はプチツイン（2名様）、和室（3～4名様）をご用意いたします。

ホームページリニューアル 特別宿泊プラン

平成22年8月31日まで

加入者特別料金

1泊食事なし

1名様

4,000円



- 大阪ガーデンパレスホームページからの予約に限りません。<http://www.hotelgp-osaka.com>
- 滞在中1回、ペットボトルのミネラルウォーターを1名様につき1本プレゼントいたします。

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
大阪カーテンパレス

〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1-3-35 ☎06(6396)6211
 (JR「新大阪」駅西口から徒歩10分。地下鉄「新大阪」駅北側②番出口から無料送迎バスを運行)
<http://www.hotelgp-osaka.com>

融資事業のご案内

平成22年度融資のご相談お待ちしております！

本年度も私立学校の施設・設備の整備を支援する、固定金利で長期の事業団融資をご活用ください。

平成22年度融資事業計画

融資費目	対象となる事業内容	22年度 計画額	融資金利（平成22年6月9日現在）	
			20年以内 （うち据置2年）	10年以内 （据置年数2年以内含む）
一般施設費	①校（園）舎、体育館、講堂等の建築事業	47,700	1.8	1.1
	②校地等買収、造成事業			
	③私立大学戦略的研究基盤形成支援事業に選定された事業にかかる施設の整備事業			
	④次世代型学校施設の整備事業			
	⑤温暖化対策のための整備事業			
	⑥防災（耐震）機能強化の改修事業			
特別施設費	①寄宿舎、国際交流会館、附属病院等の建築、用地買収事業	40,100	1.9	1.2
	②障がい者の利便をはかるために校舎等を改修する事業		1.5	
災害復旧費	風水害、地震等による災害復旧事業	100	1.1	—
公害対策費	騒音、アスベスト等の公害防止対策のための施設整備事業	100	1.5	—
教育環境 整備費	①机、椅子、図書等の校教具の購入 ※対象学校は幼稚園、特別支援学校、専修学校	2,000	0.6	5年6か月以内 （うち据置6か月）
	②実験・実習用機器、通園バス等1個又は1組の価格が500万円以上の機器 備品・装置、車両等の購入		1.1	10年以内 （うち据置2年）
	③「私立大学研究設備整備費等補助金」等の補助対象設備・備品		0.8	
	④過疎地の高等学校の経営に必要な資金		0.6	5年6か月以内 （うち据置6か月）
	⑤経営困難校を支援する法人が一時的に要する資金			

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。

ご相談はお早目にどうぞ!!

問い合わせ先
 （私学振興事業本部）

融資部 融資課 ☎03(3230)7862～7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp

今月の表紙

鹿児島国際大学

“こくさいの森”と呼ばれる自然に恵まれ、緑あふれるキャンパスに最新の設備・施設。都会では決してまねすることのできない教育の舞台が広がる。学生たちにとって人生の大切な時期を過ごす空間は、自然と気持ちが安らいで、ワクワクもさせる。学生たちのために何ができるのか。このことをいつも一番に考えるキャンパスに、今日も心地よい風が吹く。